

Shinkin Bank OVERSEAS TRAVEL INSURANCE



2010年
1月改定版

しんきんグッドパスポート

海外旅行保険



Face to Face

いつかは、あの国へ。

そんな夢が叶うとき、

もうひとつのパスポートをお忘れなく。



この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

海外へご旅行されるお客さまへ

海外旅行保険は、海外旅行中のケガや病気を補償するとともに、生活習慣の違う海外での予期せぬ賠償責任や携行品の損害、航空機の遅延といったアクシデントやトラブルに備える保険です。

しんきん海外旅行保険
Shinkin Bank OVERSEAS TRAVEL INSURANCE

「しんきんグッドパスポート」はこんな「もしも」をカバーします。

ケガ もしも旅先でケガをしたときは…



ご旅行中に、交通事故でケガをしたり、階段から落ちて足を骨折した場合などに保険金をお支払いします。

例えば… スキーをしていたとき、転倒し大腿骨を骨折した。

■保険金支払額(例) 約 **233** 万円(治療費用233万円)

賠償責任 もしも旅先で損害賠償を請求されたら…



ご旅行中に、他人にケガをさせたり、ホテルの床を水浸しにしてしまい、損害賠償を請求された場合などに保険金をお支払いします。

例えば… ショッピングの際、誤って高価な陶器を床に落として壊してしまいました。

■保険金支払額(例) 約 **100** 万円

病気 もしも旅先で病気になったときは…



ご旅行中に、カゼ、下痢、盲腸などで治療や入院、手術を受けた場合などに保険金をお支払いします。

例えば… レストランで食事をした後、腹痛をおこし病院に運ばれ、食中毒と診断された。

■保険金支払額(例) 約 **230** 万円(治療費用230万円)

携行品損害 もしも旅先で持物を壊したり盗難にあったら…



ご旅行中に、スーツケースやカメラ、時計、パスポートなどが盗難にあったり、落として破損してしまった場合などに保険金をお支払いします。

例えば… 観光中に、スリにビデオカメラやパスポートの入ったカバンをひったくられた。

■保険金支払額(例) 約 **45** 万円

救援費用 もしも旅先で入院し、ご家族の方が駆けつけたら…



ご旅行中に、ケガや病気で3日以上入院した場合などに、日本からご家族の方が現地に駆けつけたときの費用をお支払いします。

例えば… タクシーに乗車中、対向車と正面衝突して重傷を負い、両親が看護のためにアメリカの病院に駆けつけた。

■保険金支払額(例) 約 **1,041** 万円
(治療費用612万円、救援費用429万円)

さらにきめ細やかな補償で安心がひろがります。

入院一時金	旅行中事故緊急費用	航空機寄託手荷物遅延	航空機遅延費用
ご旅行中に、ケガや病気で2日以上継続して入院した場合に、入院一時金(10万円)をお支払いします。	ご旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故のために負担を余儀なくされた費用をお支払いします。 ※身の回り品購入費は10万円限度	航空会社に寄託した手荷物の到着が遅れたため、代用品として身の回り品などを購入した費用をお支払いします。 (10万円限度)	搭乗予定の航空機に欠航等が生じた場合に、食事代や宿泊費などの自己負担した費用をお支払いします。 (2万円限度)

夢いっぱいの旅に充実のサービスがお供します。
ご旅行中にどんな「もしも」があってもだいじょうぶ。

海外旅行で「トラブル」に遭遇したら 24時間年中無休の

共栄火災「海外総合サポートデスク」

日本国内からは **03-5299-2805**

ご旅行中のケガや病気などの医療サービスはもちろん、盗難などのトラブルの場合にも、専任のスタッフが日本語でご相談に応じさせていただきます。サービスの受付は国内、国外いずれからでも可能です。

共栄火災の「海外総合サポートデスク」につきましては、ご契約の際にお渡しいたします「海外旅行保険のご案内」に詳しくご説明させていただいておりますのでご旅行の際には必ずご携帯ください。



キャッシュレスメディカルサービス

ケガや病気の場合に、お客さまのご負担なしで治療等を受けていただけるサービスです。世界約250の病院と提携しています。

クレームエージェント

海外総合サポートデスクよりの指示を受け、お客さまの滞在地に最も近い場所からサービスを提供いたします。実際の事故調査や保険金のお支払い、旅行関連サービスなどを行います。

トータル医療サービス

緊急時には医師の派遣や適切な病院への移送を行います。また、ご滞在地における最寄りの病院の紹介や手配、さらには必要に応じて医薬品の給付などを行います。

トラベルインフォメーション

トラブル発生時だけでなく、滞在地の安全情報やチケットの手配・ショッピング情報など、現地での生息情報を入手したいときにサービス[®]を提供いたします。お気軽にお電話ください。

※情報提供については原則として無料ですが、一部実費を伴うサービスなどは有料となります。

事故または病気になった場合

万一事故が発生したときは、ただちに海外クレームエージェント(損害査定代理店)、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	被保険者(保険の補償を受けられる方。以下同様とします。)が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故(※1)によりケガをされ、そのケガのために、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 (注)保険金をお支払いする原因となったケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、傷害死亡保険金額からその額を差し引いた額をお支払いします。	・核燃料物質の有害な特性による事故によるケガ ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ ・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故によるケガ ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等によるケガ(※4)
傷害後遺障害	被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故(※1)によりケガをされ、そのケガのために、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 (注)保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	・核燃料物質の有害な特性による事故によるケガ ・被保険者の自殺行為(180日以内に死亡された場合を除きます。)、犯罪行為、闘争行為 ・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故 ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※6)のないもの ・被保険者が自動車等による競技等を行っている間(道路上でこれらを行っている場合を除きます。)に生じた事故によるケガ(※5) ・旅行開始前または旅行終了後に生じた事故によるケガ など
治療・救援費用	【傷害治療費用部分】 被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故(※1)によりケガをされ、医師の治療を受けられた場合 【疾病治療費用部分】 次のいずれかに該当した場合 ①被保険者が海外旅行開始後に発病した病気のために、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられたとき(旅行終了後に発病した病気については、その原因が旅行中に発生したものに限りませぬ。) ②被保険者が海外旅行中に感染した特定の感染症(※2)のために、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられたとき 【救援費用部分】 次のいずれかに該当した場合 ①被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故(※1)によりケガをされ、そのケガのために3日以上継続して入院されたとき、または事故の日から180日以内に死亡されたとき ②被保険者が海外旅行中に発病した病気のために、3日以上継続して入院されたとき、または旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき(旅行中に医師の治療を開始した場合に限りませぬ。) ③被保険者が海外旅行中に病気により死亡されたとき ④被保険者が海外旅行中に搭乗・乗船した航空機、船舶が遭難したとき ⑤被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故(※1)により生死が確認できないとき(無事が確認できた後に発生した費用は対象になりませぬ。)、または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察等の公的機関により確認されたとき	【傷害治療費用・疾病治療費用部分】 1回のケガ、病気につき、次の費用のうち実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。(※3) ・医師、病院に支払った診療、入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などを含みます。) ・義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象となります。) ・入院、通院のための交通費 ・治療のために必要となった通訳雇入費用 ・保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ・法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ・入院のため必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気につき、b.については5万円、a.とb.合計で20万円を限度とします。) ・旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) (注1)ケガの場合は事故の日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りませぬ。 (注2)お支払いする保険金は、1回のケガ、病気につき、治療・救援費用保険金額が限度となります。 (注3)カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療のために支出した費用については、保険金をお支払いできません。 【救援費用部分】 1回のケガ、病気、事故につき、保険契約者、被保険者、親族の方が実際に支出した次の費用で、社会通念上妥当な金額をお支払いします。(※3) ・捜索救助費用 ・救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで) ・救援者のホテルなど宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで) ・救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計20万円まで) ・現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ・遺体処理費用(100万円まで) (注)お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故につき、治療・救援費用保険金額が限度となります。	【救援費用部分】 ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為(180日以内に死亡された場合を除きます。)、犯罪行為、闘争行為 ・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故 ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※6)のないもの ・被保険者が自動車等による競技等を行っている間(道路上でこれらを行っている場合を除きます。)に生じた事故によるケガ(※5) ・旅行開始前または旅行終了後に生じた事故によるケガ など 【疾病治療費用部分】 ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故 ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※6)のないもの ・妊娠、出産、早産、流産に起因する病気 ・歯科疾病 ・旅行開始前に発病した病気(既往症) など
疾病死亡	次のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①被保険者が海外旅行中に病気によって死亡されたとき ②被保険者が海外旅行開始後に発病した病気のために、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき(ただし、旅行終了後に発病した病気については、その原因が旅行中に発生したものに限りませぬ。) ③被保険者が海外旅行中に感染した特定の感染症(※2)のために、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき		・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故
賠償責任	被保険者が、海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。(※3) (注1)「他人のもの」には次のものを含みます。・ホテルの客室(客室内の動産、セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)、住居等の居住施設内の部屋および部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。)、レンタル業者から保険契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品 (注2)被保険者が責任無能力者の場合で、当該責任無能力者の行為により親権者等が法律上の賠償責任を負ったときも含みます。 (注3)損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ共栄火災の承認が必要となります。		・保険契約者、被保険者の故意による損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等による損害賠償責任(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故による損害賠償責任 ・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ・被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任 ・被保険者の同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
携行品損害	海外旅行中に携行品(カメラ、宝石、衣類など)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合、携行品1個(1組または1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度として、損害額をお支払いします。(※3) (注1)「携行品」とは、被保険者が所有かつ携行する身の回りの品をいいますが、現金、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類、ビッケル等の登山用具、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、サーフィン、ウインドサーフィン等の運動を行うための用具等は含まれませぬ。また、居住施設内(一戸建て住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。)にあるもの、別送品を除きます。(注2)「損害額」とは、修理費または購入費から減価償却した価額のいずれか低い方をいいますが、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再取得費用(再発給手数料、電信料、交通費、宿泊費等の現地で負担した費用)をお支払いします。(注3)携行品保険金額を保険期間中の限度とします。ただし、携行品盗難支払額に関する特約を付帯されている場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。		・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による損害 ・被保険者が無資格、酒酔または麻薬等を使用した状態で自動車等を使用して運転している間に生じた事故による損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等による損害(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故による損害
入院一時金	治療・救援費用保険金が支払われる場合で、その原因となったケガまたは病気のために、被保険者が2日以上継続して入院されたとき	1回のケガまたは病気につき1回を限度として、入院一時金額をお支払いします。	
旅行中事故緊急費用	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故のために、被保険者が費用の負担を余儀なくされた場合、次の費用をお支払いします。(※3) ・交通費 ・ホテル等客室料 ・食事代 ・国際電話料等通信費 ・渡航手続費 ・旅行サービスの取消料 ・身の回り品購入費	(注1)「予期せぬ偶然な事故」とは、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)により、その発生証明がなされるものに限りませぬ。(注2)左記の合計で、旅行中事故緊急費用保険金額を、保険期間中の限度とします。ただし、食事代については旅行中事故緊急費用保険金額の10%を、身の回り品購入費については旅行中事故緊急費用保険金額の2倍を限度とします。(注3)食事代については、次のいずれかに該当した場合に限りませぬ。・被保険者が搭乗する予定だった航空機の出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航、運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更のために、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき・到着機(※7)の遅延等のために、出発機(※8)に搭乗できず、到着機の到着時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき(注4)身の回り品購入費については、被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が航空会社に寄託した手荷物が当該目的地に運搬されなかった場合で、当該目的地に到着してから96時間以内に費用を負担したときに限りませぬ。	・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・被保険者が自動車等の無資格運転、酒酔運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故
航空機寄託手荷物遅延等費用	被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が航空会社に寄託した手荷物が当該目的地に運搬されなかった場合、被保険者が目的地で実際に支出した次の費用を、1回の事故につき10万円を限度にお支払いします。(※3)	・衣類購入費(下着、寝間着など必要不可欠な衣類) ・生活必需品購入費 ・上記以外でやむを得ず必要となった身の回り品購入費 (注)目的地への到着後96時間以内で、かつ手荷物が被保険者のもとに到着するまでの間に負担した費用に限りませぬ。	・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故 など
航空機遅延費用	次のいずれかに該当した場合 ①被保険者が搭乗する予定だった航空機の出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航、運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更のために、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき ②到着機(※7)の遅延等のために、出発機(※8)に搭乗できず、乗継地への到着から6時間以内に代替機を利用できないとき	被保険者が実際に支出した次の費用を、1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。(※3) ・ホテル等客室料 ・食事代 ・ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費 ・航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用	・保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※4) ・核燃料物質の有害な特性による事故 など

(※1)急激かつ偶然な外来の事故とは、右記3項目を全て満たす場合をいいます。○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと○偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの○外来性=身体外部からの作用によるもの(左記3項目に該当しないケガの例)日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折・腱鞘炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労、筋肉痛(反復性の原因によるケガ)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、ケガに関する保険金支払の対象とはなりません。(※2)コレラ、ペスト、天然痘、麻疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓疾患、出血熱、ハンタウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。(※3)他の保険契約等がある場合で他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。(※4)戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による事故等は補償の対象となります。(※5)共栄火災所定の割増保険料をお支払いいただくことにより、補償の対象とすることができます。詳しくは取扱代理店または共栄火災にご照会ください。(※6)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。(※7)到着機とは被保険者が航空機を乗り継ぐ場合において、乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。(※8)出発機とは乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空機をいいます。